

平成 13 年度厚生科学研究 新興・再興感染症研究事業
犬の登録推進のための方策に関する研究

主任研究者:山田章雄 国立感染症研究所獣医科学部

要約 狂犬病予防法に基づく犬の登録をより徹底させるための具体的な方策について、各自治体関係機関へのアンケート調査を行った。その結果、市町村と都道府県との密接な連携、犬飼養実態の的確な把握、動物病院・ペットショップを活用した普及啓発の実施が重要であるとの意見が得られた。犬の登録徹底に向け、国及び各自治体は具体的な取組を進める必要があると考えられた。

(協力研究者:所属)

四宮 勝之: 東京都動物保護相談センター

A. 研究目的

我が国における犬の頭数については、これまで、厚生科学研究(平成7年度)による犬の登録率に関する調査及びペットフード工業会による犬の飼養頭数調査が行われており、それらの調査結果によると、狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数は実際の犬の頭数よりも少ないとの指摘がなされている。

そこで、狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数をより徹底させるために、今般、所有者に登録を促す方法等について、狂犬病予防業務を担当する全国動物管理関係事業所協議会に加入している機関に対し、アンケート調査を行い、その結果をもとに具体的方策の検討を行った。

B. 研究方法

1 調査の対象

全国動物管理関係事業所協議会に加入する95機関を調査の対象とした。

2 調査項目及び調査機関

(1) 調査項目

本調査項目は下記のとおりである。

ア 未登録犬の所在確認、登録指導(以下「掘り起こし」という。)方法について

(7) 「掘り起こし」事業実施の有無

(4) 「掘り起こし」のための新たな方法について

イ 市町村と都道府県の連携方法について

(7) 連携の現状について

(4) 連携に関する問題点について

(ウ) より良い連携方法について

ウ 死亡届出等が未届けであるにもかかわらず、犬の所在が不明な原簿(以下「転居先不明犬原簿」という。)の取扱い方法について

(7) 現状の取扱い方法について

(4) 原簿の整理方法に関する方策について

(ウ) 今後の登録頭数統計の集計方法について

エ 犬の登録制度の周知徹底の方策について

(7) 現状の周知方法について

(4) 今後の方策について

(2) 調査期間

平成13年12月17日から平成14年1月18日まで

3 調査の方法

全国動物管理関係事業所協議会事務局において、別添「未登録犬等に関する調査票」を加入機関に送付し、各機関において記入・返送し、事務局で結果を集計した。

C. 研究結果

調査票を送付した95機関の内、85機関から回答があり、その結果に基づいて集計を行った。回収率は、89.5%であった。

1 未登録犬の所在確認、登録指導について

(1) 「掘り起こし」事業実施の有無

通常の業務以外に、特別事業として「掘り起こし」を実施していた機関は、24機関(回収中に占める割合:28.2%)であった。

掘り起こしの具体的な内容は、地区世帯の個別調査が最も多く12機関(50%)であり、次いで獣医師会への事業委託による個別指導の実施(5機関、20.8%)、町内会等を通じたアンケート調

査（3機関、12.5%）などであった。

事業の効果については、個別訪問・獣医師会からの情報提供に基づき指導を実施したところ、当該地区での登録率が50%から95.6%になったものや、登録数9,663頭から13,037頭（前年比34.9%増）となったとする回答があった。

(2) 「掘り起こし」のための新たな方策

今後、未登録犬の「掘り起こし」のための新たな方策、有効な方法についてアンケートを行ったところ、次のような回答を得た。

最も多く回答があったものは、動物病院、ペットショップやJKC（（社）ジャパンケネルクラブ）などの団体から情報提供を受けるというものであり（回答数28）、次いで、各世帯を個別訪問するというものであった（回答数21）。

2 市町村と都道府県との連携について

都道府県の機関うち、39機関（回答率83.0%）から回答があり、その結果について以下にまとめた。

(1) 連携（定例会議等）の現状

回答があった39都道府県の機関の内、34の機関（87.2%）で定例的な会議や研修会等を実施している。定例会議の内容は、犬の登録状況、狂犬病予防注射状況等の情報交換、狂犬病予防集合注射の日程等に係る連絡調整などである。また、5機関において、こうした定例会議とともに研修会等を実施していた。

(2) 市町村との連携を図るうえでの支障

29の機関から具体的に支障となっている事項（問題点）等に関する回答があった。最も多かったものは、市町村の間で狂犬病予防業務に対する意識の差があり、対応がまちまちであるという内容である（回答数：19）。これは、市と町村では犬の登録数に大きな差があること、また、市町村の狂犬病予防担当部署では、狂犬病予防業務以外の業務も担当しており、狂犬病予防業務が占める割合が低いなどが影響しているものと考えられる。

また、未登録犬の飼い主に対する指導の主体について、市町村が行うのか、都道府県か等の明確な規定がなく、予算措置等がしづらいなどの回答が多く見られた（回答数：11）。

(3) よりよい連携に向けた方策

29の機関から具体的方策のアイデアについて回答があった。その中で、登録システムの共通化による国及び各自治体間でのデータの共有化がもっとも多い回答であり（回答数：12）、次いで狂犬病発生時の訓練（シミュレーション）の実施、市町村・都道府県間の事務分担の明確化（法や規定の整備）などが次いで多く見られた。

3 転居先不明原簿の取扱いについて

(1) 転居先不明原簿整理の実態

犬の原簿の整理法の実態についての回答をまとめた結果、飼い主への通知が未達返送された場合、当該飼い主が飼養する犬の原簿を何らかの形で処理している（していた）機関は61（71.8%）であった。一方、法に規定されている届出等がない限り、処理しないとした機関が24（28.2%）であった。

一方、これら転居先不明原簿の数が統計上どのように取り扱われているかについて調査したところ、63（74.1%）の機関でこれら不明原簿数を登録数に加えて国へ報告しているとの回答を得た。

このことから、統計上の犬の登録数は実際の登録数より若干多く集計されている可能性が示唆された。

(2) 転居先不明原簿整理に関する意見等

転居先等が不明になった原簿は、法定の届出がなくとも一定の年数が経過したものについては、抹消できるようにするという意見が多く寄せられた（回答数：40）。また、一定年数は犬の寿命を考慮し、10年程度とするのが妥当とする意見が最も多くあった。

これに次いで、住民基本台帳とリンクさせ、飼い主の住民票の移動と同時に原簿を処理できるシステムの構築するとの意見があった（回答数：24）。

一方、法に罰則規定がある以上、法定届出がない限り、原簿を処理するべきではないとの意見も少数見られた（回答数：2）。

(3) 統計にあたっての集計方法について

統計にあたっての集計方法では、上記(2)と連動して、原簿の抹消規定を設けたうえで、抹消後は「死亡届」に準じて計上する（回答数：22）、あるいは、「転居先不明原簿数」を計上する欄を新

たに設ける（回答数：7）等の意見があった。

4 登録制度の周知徹底について

(1) 現行の周知方法

現行の制度に係る周知方法で最も多かったものは、各自治体で発行している広報誌に制度の概要や狂犬病予防集合注射の日程等を掲載するというものであった（回答数：74）。

配布方法については、全戸配布を行うものから、銀行、郵便局といった人が多く集まる場所（施設）に広報誌を置き、配布するといった方法を採用しているところが大半であった。

その他、近年のITの推進により、各自治体で自己のホームページを開設するところが増えており（回答数：32）、制度の周知についても、内容をサイトにアップするなど、新たな周知方法が図られている。

(2) 効果的な周知方法に関するアイデア

周知方法については、ペットショップや動物病院での周知徹底を望む意見が半数以上を占めた（回答数：44）。このことは、一般の飼い主の多くが、ペットショップで犬を購入していること、また、犬の健康管理にあたっては開業獣医師との関係が不可欠であることと関係しているものと思われる。

また、次いで回答の多かったものは、政府公報により狂犬病の危険性、わが国の狂犬病予防制度の必要性について周知するというものであった（回答数：44）。厚生労働省においては、現在までに新聞等を通じて、各種の広報を行っているところであるが、今後、TV等より効果的な普及啓発の実施を望む声が多くあった。

D. 考察

1 未登録犬の所在確認、登録指導について

今回の調査において、未登録犬の所在確認等を行うには、各世帯への個別訪問が最も一般的、かつ、有効な方法であると示唆された。

個別訪問等の事業実施の効果として、実施地区の登録率が50%から95.6%となったものや、登録数が9,663頭から13,037頭（前年比34.9%増）となったとする報告も見られた。

しかしながら、個別訪問には多くの人員・予算を必要とすることから、管内全域で一斉に実施す

ることが困難であり、特定の地域に限定して実施されている現状もある。

2 都道府県と市町村との連携について

狂犬病予防事業を適正に推進するためには、まず、飼い主等に対する行政の働きかけが不可欠である。

平成12年4月より、犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付事務は市町村の事務となっている。

一方、狂犬病予防全般の推進は都道府県が担っているが、この都道府県が種々の施策を実施するにあたり、市町村が把握している犬の登録状況は重要な情報であり、狂犬病予防を推進するうえで、市町村と都道府県との相互の密接な連携は不可欠な要因である。

今回の調査からは、こうした連携について、39の都道府県（回答数に占める割合：87.2%）で定例的な会議を実施するなど、一定の情報交換は行われているが、飼い主指導などの実際の指導現場において、即応的な連携・情報交換に若干の問題点があると回答した都道府県が29機関（74.4%）あった。

こうした問題を改善し、都道府県と市町村が狂犬病予防に関する共通認識の基に事業を推進するためには、それぞれの役割分担を明確にするとともに、それぞれの業務の役割を相互に理解し合って事業を実施することが望まれるところである。

このため、都道府県と市町村の役割分担は以下のようなものとする必要がある。

(1) 都道府県の事務：狂犬病予防全般の調整・実施

ア 各市町村との連絡調整（定例会議等の開催）

イ 飼い主への登録・注射実施に係る指導

ウ 狂犬病予防に関する苦情問い合わせへの対応（専門的、広域的な事例）

エ 獣医師会・ペットショップへの指導や協力依頼

オ 狂犬病発生時の措置

(2) 市町村の事務：犬の登録動向の把握・適切な情報提供

ア 飼い主に対する制度等の普及啓発

イ 登録・注射の事務

ウ 登録データの都道府県への提供

エ 登録、注射事務手続きに関する問い合わせ・苦情への対応

3 適切な現状把握の推進（転居先不明原簿の処理等）について

犬の登録制度は、常に犬の所在を把握するとともに、狂犬病発生時にはこの情報を元に迅速かつ的確な対応を図ることを目的として実施されている。このため、飼い主は犬の登録を行い、犬の所在地等が変更された場合や死亡した際の届出などが義務づけられている。

しかしながら、飼い主の一部には、転居等にもないこうした届出を行わず、その結果として、当該登録原簿が処理されずに担当市町村に存続するケースがほとんどの自治体で見受けられることが今回の調査から明らかとなった。

こうした転居先不明原簿のように、実際の犬飼養実態と異なる原簿が存続されていることは、狂犬病発生時の的確な対応を妨げる要因ともなり得る。

転居先不明原簿については、住民基本台帳との照合、現地調査等により、できる限り飼い主の転居先等を調査するべきであるが、ほとんどの市町村担当部署がこの業務を専務的に行っているわけでないこと等を考えると、そのマンパワーにはおのずと限界があるものと考ええる。

したがって、転居先不明原簿については、可能な限り転居先等の調査を行ったにもかかわらず、いかようにも不明であったならば、犬の寿命を考慮し一定期間原簿を保存するなどの措置を講じた後、処理する等の実態に則した事務処理も適正な原簿の維持管理のためには必要なものと考ええる。

4 効果的な普及啓発について

未登録犬の所在確認・登録指導にあつては、地域世帯への個別訪問が有効な方法である。したがって、都道府県と市町村は相互に連携を図りながら、可能な限りこうした「掘り起こし事業」を実施することが望まれる。

また、現在、多くの飼い主が犬を飼い始めるにあたってペットショップ（ブリーダーを含む）などの動物取扱業から購入していると考えられる。

また、飼い犬が家族の一員として認識されてき

ている状況の中で、飼い主が疾病予防のためのワクチン接種、治療等健康管理に注意をはらうようになってきており、犬の適正飼養における動物病院の役割が重要となつてきている。

今回の調査では、狂犬病予防事業の普及啓発においても、こうした動物病院やペットショップ等の施設を活用して実施することが最も効率的・効果的な方法であるとする回答が多く見られた。

ペットショップで購入時に狂犬病予防制度の説明を行い、動物病院では毎年の狂犬病予防注射実施を通じた継続的なフォローアップを行うことで、飼い主の制度への理解と遵守が履行されることが期待される。

今後は、こうした取組に向けて、国レベルでの獣医師会や動物取扱業団体等への積極的な働きかけが必要であり、各自治体にあつては、これまでの普及啓発事業に加え、これらの団体支部等への周知、協力を図り、すべての飼い主が制度を遵守し、より確実な狂犬病予防を実現していく必要がある。

E. 結論

犬の登録の推進には、①都道府県と市町村との業務連携 ②犬の登録の実態を反映させた原簿管理方法の採用 ③ペットショップや動物病院を活用した普及啓発の実施 等の取組が必要である。